

## ○那覇市議会定例会規則

〔昭和 48 年 6 月 1 日〕  
規 則 第 1 5 号

改正 平成 10 年 4 月 1 日 規則第 13 号

那覇市議会の定例会は、毎年 2 月、6 月、9 月及び 12 月にこれを招集する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 10 年 4 月 1 日規則第 13 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

### **[参照条文]**

地方自治法第 101 条第 1 項及び第 2 項(招集)、同法第 102 条第 2 項(定例会の招集)

### **[改正履歴]**

平成 10 年 4 月 1 日の改正により、従来 3 月に招集されていた定例会が、2 月に招集されることになった。(平成 10 年 3 月 16 日・本会議にて議長報告)